

函館市自主防災組織資機材貸与要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市自主防災組織育成指導要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき、自主防災組織への防災用資機材の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(資機材の貸与)

第2条 市長は、予算の範囲内において自主防災組織に対し、別表の左欄に掲げる活動の区分に応じ、同表右欄に掲げる品目の資機材のうち当該自主防災組織が必要とするものを貸与するものとする。

(申請)

第3条 自主防災組織は、資機材の貸与を受けようとするときは、別記第1号様式の申請書により市長に申請するものとする。

(決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、貸与することと決定したときは、別記第2号様式の通知書により、貸与しないことと決定したときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(受領書の提出)

第5条 自主防災組織は、資機材の貸与を受けたときは、遅滞なく別記第3号様式の受領書を市長に提出するものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

活動の区分	品 目
消火活動	三角消火バケツ、水バケツ、消火器、ヘルメット、その他市長が特に認めるもの
救出活動	懐中電灯、ペンチ、ハンマー、ヘルメット、防じんメガネ、防じんマスク、長靴、バール、のこぎり、ジャッキ、スコップ、たがね、掛矢、おの、鉄線はさみ、角材、はしご、ロープ、ツルハシ、チェーンソー、鉄線カッター、可搬式発電機、投光機、コードリール、その他市長が特に認めるもの
救護活動	毛布、三角きん、ビニールシート、救急セット、副木、リヤカー、折り畳み式担架、車いす、その他市長が特に認めるもの
避難誘導活動	懐中電灯、警笛、ヘルメット、長靴、旗、任務別腕章、携帯拡声器、避難誘導棒、ロープ、リヤカー、車いす、雨合羽、その他市長が特に認めるもの
情報収集伝達活動	自転車、ラジオ、携帯拡声器、携帯用無線機、その他市長が特に認めるもの
生活維持活動	炊飯セット、携帯拡声器、浄水器、テント、ビニールシート、投光機、コードリール、可搬式発電機、その他市長が特に認めるもの
その他	資機材収納庫、その他市長が特に認めるもの

別記第1号様式（第3条関係）

自主防災組織資機材貸与申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

自主防災組織名称

町会等の名称

申請者 代表者住所

代表者氏名

電話番号

次のとおり防災用資機材の貸与を申請します。

1 貸与を希望する資機材  
別紙のとおり

2 資機材の予定保管場所（該当する□内にレ印を記入してください。）  
 町会等会館  町会等役員の自宅  その他（ ）

3 希望する搬入先

別記第2号様式（第4条関係）

自主防災組織資機材貸与決定通知書

年 月 日

様

函 館 市 長

令和 年 月 日付けで申請のあった防災用資機材については、  
次のとおり貸与することと決定したので通知します。

1 貸与資機材  
別紙のとおり

2 搬入先

3 搬入予定年月日

（注） 資機材受領後，遅滞なく受領書を提出すること。

別記第3号様式（第5条関係）

自主防災組織資機材受領書

年 月 日

函 館 市 長 様

自主防災組織名称

町会等の名称

申請者 代表者住所

代表者氏名

電話番号

令和 年 月 日付で貸与の決定通知があった自主防災組織資機材について、次のとおり受領しました。

1 受領した資機材

別紙のとおり

2 受領年月日

令和 年 月 日